

エンタテインメント・ゲーム研究協会 定款

(2026年4月1日施行)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「エンタテインメント・ゲーム研究協会」(英語名: Entertainment and Gaming Research Association, 略称: EGRA) と称する。

(所在地)

第2条 本会の主たる事務所は茨城県つくば市に置く。

2 本会は、理事会の決議により必要な地に事務局を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、コンテンツ産業に関する学術研究の促進及び研究者・実務者間の連携強化を図り、学術及び社会の発展に寄与することを目的とする。

2 コンテンツ産業には、e スポーツ・ゲーム、スポーツ、音楽、芸術、メディアエンターテインメントを含む。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会、セミナー等の開催
- (2) 書籍、論文、ジャーナル、ウェブ媒体の発行
- (3) 研究者及び実務者間の交流促進
- (4) 国内外の関連団体との連携
- (5) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は正会員 (Members) とする。

2 本会の目的に賛同し、所定の手続きを経て理事会の承認を得た個人を会員とする。

3 会員の種類は、以下の通りとする。

- (1) 学術会員 (Academic Members) : 博士号を有する者、又は学術機関で常勤職の教授、准教授、助教、専任講師 (博士課程の学生も含む)。
- (2) 準会員 (Associate Members) : (1) に該当しない者。

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(退会)

第7条 会員は、書面又は電磁的方法により退会の意思を表示することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、総会の決議により除名することができる。

- (1) 本定款又は本会の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他正当な理由があるとき

(会費)

第9条 会員は、総会で定める年会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は返還しない。

第3章 総会

(構成)

第10条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高意思決定機関とする。

(権限)

第11条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 会費
- (5) 解散
- (6) その他重要事項

(開催)

第12条 通常総会は毎事業年度終了後1回開催する。

2 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上の請求があったとき開催する。

(議決)

第 13 条 総会の決議は、出席会員の過半数をもって行う。

2 定款変更及び解散は、出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

第 4 章 役員

(役員)

第 14 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 (Executive Board Members) : 3 名以上 7 名以内

(2) 代表理事 (Representative Director) : 1 名

(選任)

第 15 条 理事は総会において選任する。

2 代表理事は理事の互選により定める。

(職務)

第 16 条 代表理事は本会を代表し、業務を統括する。

2 理事は理事会を構成し、本会の業務を執行する。

(任期)

第 17 条 役員任期は 3 年とし、再任を妨げない。

第 5 章 理事会

(構成)

第 18 条 理事会 (Executive Board) は理事をもって構成する。

(権限)

第 19 条 理事会は次の事項を決議する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 会員の入会承認

(3) 事務局の設置

(4) 諮問委員会 (Advisory Board) の設置

(5) その他総会に付議すべき事項

第 6 章 資産及び会計

(資産)

第 20 条 本会の資産は、会費、寄附金、補助金及びその他の収入をもって構成する。

(事業年度)

第 21 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 解散

(解散)

第 22 条 本会は、総会において会員総数の 3 分の 2 以上の賛成により解散する。

(残余財産)

第 23 条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経て、公益性を有する団体に寄附する。

附則

本定款は 2026 年 4 月 1 日より施行する。